

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第68号

岩手県事務委任及び代決専決規則の一部を改正する規則

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第 4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第 5 条、第30条、第35条関係）							別表第 4 広域振興局長委任事項並びに当該事項に係る副局長及び保健福祉環境部長等専決事項（第 5 条、第30条、第35条関係）						
事 務	条 項	内 容	専決権者				事 務	条 項	内 容	専決権者			
			副局長	部長	部に置く室の長	センター所長				副局長	部長	部に置く室の長	センター所長
備考							備考						
[略]							[略]						
59 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	[略]					59 児童福祉法の施行に関する事務	[略]	[略]				
	第21条の5の20第3項及び第4項、第21条の5の26第2項第1号、第3項及び第4項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）、第24条の13第3項、第24条の14	[略]						第21条の5の20第3項及び第4項、第21条の5の26第2項第1号、第3項及び第4項（第24条の19の2において準用する場合を含む。）、第24条の13第3項、第24条の14	[略]				

			、第24条 の38第2 項第1号 、第3項 及び第4 項、第30 条第1項 及び第2 項、第34 条の3第 3項及び 第4項、 第34条の 18、第35 条第3項 及び第11 項並びに 第59条の 2第1項 及び第2 項	
			〔略〕	
			第31条第 1項	〔略〕
			第33条の 14第3項	通知の 受理
				〔略〕

			、第24条 の38第2 項第1号 、第3項 及び第4 項、第30 条第1項 及び第2 項、 <u>第33 条の12第 4項</u> 、第 34条の3 第3項及 び第4項 、第34条 の18、第 35条第3 項及び第 11項並び に第59条 の2第1 項及び第 2項	
			〔略〕	
			第31条第 1項	〔略〕
			<u>第33条の 12第1項</u>	<u>通告の 受理</u>
			<u>第33条の 14第1項</u>	<u>通知及 び通知 の受理</u>
			<u>第33条の 14第2項 及び第3 項</u>	<u>措置の 実施（ 広域振 興局長 に委任 されて いる事 項に係 るもの</u>

	第33条の 20第11項	[略]	
	[略]		
	[略]		
[略]			
67 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	第19条第 1 項	[略]	[略]
	第29条第 1 項から 第3 項ま で	[略]	
	[略]		
[略]			

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区 分	事 務	条 項	内 容
[略]			
岩手県福祉総合相談センター所長	[略]		
	2 児童福祉法の 施行に関する事務	[略]	
		第11条第1項第 2号ロ、ハ、ニ 及びホ	相談の対応、調査 及び判定 、指導並びに一時 保護

		に限る 。）				
	第33条の 20第11項	[略]				
	[略]					
	[略]					
[略]						
67 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	第19条第 1 項	[略]				[略]
	第27条の 4 第1 項	通告の 受理		○		○
	第27条の 4 第3 項	届出の 受理		○		○
	第27条の 5 第1 項	通知及び 通知 の受理		○		○
	第27条の 5 第2 項 及び第3 項	措置の 実施		○		○
	第29条第 1 項から 第3 項ま で	[略]				
	[略]					
[略]						

別表第13 広域振興局以外の出先機関のうち保健福祉部に属する出先機関の長委任事項（第6条関係）

区 分	事 務	条 項	内 容
[略]			
岩手県福祉総合相談センター所長	[略]		
	2 児童福祉法の 施行に関する事務	[略]	
		第11条第1項第 2号ロ、ハ、ニ 、ホ及びヘ	相談の対応、調査 及び判定 、指導、一時保護 並びに安全の確保

		<table><tr><td>第11条第1項第2号へ(2)から(5)まで</td><td>[略]</td></tr><tr><td>第11条第1項第2号ト</td><td>[略]</td></tr><tr><td>第11条第1項第3号</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>第24条の20第1項及び第4項（第24条の24第3項において適用する場合を含む。）</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>第33条の6第4項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>第33条の14第3項</td><td>通知の受理</td></tr><tr><td>第56条第2項</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	第11条第1項第2号へ(2)から(5)まで	[略]	第11条第1項第2号ト	[略]	第11条第1項第3号	[略]	[略]		第24条の20第1項及び第4項（第24条の24第3項において適用する場合を含む。）	[略]	[略]		第33条の6第4項	[略]	第33条の14第3項	通知の受理	第56条第2項	[略]	[略]	
第11条第1項第2号へ(2)から(5)まで	[略]																					
第11条第1項第2号ト	[略]																					
第11条第1項第3号	[略]																					
[略]																						
第24条の20第1項及び第4項（第24条の24第3項において適用する場合を含む。）	[略]																					
[略]																						
第33条の6第4項	[略]																					
第33条の14第3項	通知の受理																					
第56条第2項	[略]																					
[略]																						
		[略]																				
児童相談所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	<table><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ及びホ</td><td>相談の対応、調査及び判定、指導並びに一時保護</td></tr><tr><td>第11条第1項第</td><td>[略]</td></tr></table>	[略]		第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ及びホ	相談の対応、調査及び判定、指導並びに一時保護	第11条第1項第	[略]														
[略]																						
第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ及びホ	相談の対応、調査及び判定、指導並びに一時保護																					
第11条第1項第	[略]																					

		<table><tr><td>第11条第1項第2号ト(2)から(5)まで</td><td>[略]</td></tr><tr><td>第11条第1項第2号チ</td><td>[略]</td></tr><tr><td>第11条第1項第2号ヌ</td><td>援助</td></tr><tr><td>第11条第1項第3号</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>第24条の20第1項及び第3項（第24条の24第3項において適用する場合を含む。）</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>第33条の6第4項</td><td>[略]</td></tr><tr><td>第33条の12第1項</td><td>通告の受理</td></tr><tr><td>第33条の12第4項</td><td>届出の受理</td></tr><tr><td>第33条の14第1項</td><td>通知及び通知の受理</td></tr><tr><td>第33条の16の2第1項</td><td>通知の受理</td></tr><tr><td>第56条第2項</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	第11条第1項第2号ト(2)から(5)まで	[略]	第11条第1項第2号チ	[略]	第11条第1項第2号ヌ	援助	第11条第1項第3号	[略]	[略]		第24条の20第1項及び第3項（第24条の24第3項において適用する場合を含む。）	[略]	[略]		第33条の6第4項	[略]	第33条の12第1項	通告の受理	第33条の12第4項	届出の受理	第33条の14第1項	通知及び通知の受理	第33条の16の2第1項	通知の受理	第56条第2項	[略]	[略]	
第11条第1項第2号ト(2)から(5)まで	[略]																													
第11条第1項第2号チ	[略]																													
第11条第1項第2号ヌ	援助																													
第11条第1項第3号	[略]																													
[略]																														
第24条の20第1項及び第3項（第24条の24第3項において適用する場合を含む。）	[略]																													
[略]																														
第33条の6第4項	[略]																													
第33条の12第1項	通告の受理																													
第33条の12第4項	届出の受理																													
第33条の14第1項	通知及び通知の受理																													
第33条の16の2第1項	通知の受理																													
第56条第2項	[略]																													
[略]																														
		[略]																												
児童相談所長	1 児童福祉法の施行に関する事務	<table><tr><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ、ホ及びへ</td><td>相談の対応、調査及び判定、指導、一時保護並びに安全の確保</td></tr><tr><td>第11条第1項第</td><td>[略]</td></tr></table>	[略]		第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ、ホ及びへ	相談の対応、調査及び判定、指導、一時保護並びに安全の確保	第11条第1項第	[略]																						
[略]																														
第11条第1項第2号ロ、ハ、ニ、ホ及びへ	相談の対応、調査及び判定、指導、一時保護並びに安全の確保																													
第11条第1項第	[略]																													

		<u>2号へ(2)から</u>	
		<u>(5)まで</u>	
		第11条第1項第	[略]
		<u>2号ト</u>	
		第11条第1項第	[略]
		3号	
		[略]	
		第33条の6第4	[略]
		項	
		第33条の14第3	通知の受
		<u>項</u>	
		第56条第2項	[略]
		[略]	
[略]			
[略]			

		<u>2号ト(2)から</u>	
		<u>(5)まで</u>	
		第11条第1項第	[略]
		<u>2号チ</u>	
		第11条第1項第	援助
		<u>2号ヌ</u>	
		第11条第1項第	[略]
		3号	
		[略]	
		第33条の6第4	[略]
		項	
		第33条の12第1	通告の受
		<u>項</u>	
第33条の12第4		届出の受	
<u>項</u>			
第33条の14第1		通知及び	
<u>項</u>			
第33条の16の2		通知の受	
<u>第1項</u>			
第56条第2項		[略]	
[略]			
[略]			
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。